

E i w a N e w s

年末・年始の手続のお知らせ

平成 18 年 11 月
(No. 016)

今年も年末調整の時期が近づいてきました。

そして、年明けの 1 月には法定調書、償却資産税申告書の提出などの手続が待っています。
今回はこれらの手続の準備をする上での留意点を簡単にお知らせします。

[1]年末調整

年末調整の仕組みは基本的には変わっていませんが、平成 17 年度の税制改正により今回の年末調整においては、定率減税が 10% (最高 12 万 5 千円) (昨年までは 20%、最高 25 万円) になりますのでご注意ください。

また、昨年から社会保険料控除のうち国民年金保険料等については、領収書又は証明書の添付が必要となっていますので、生命保険・損害保険の控除証明書とともにご確認ください。

年末調整を効率よく行うためには、扶養控除等申告書、保険料控除申告書等の準備と、従業員の方からの早めの回収が大切です。

[2]法定調書の提出

年明けの作業として、法定調書（源泉徴収票・支払調書等）の作成と提出があります。

1 月 3 1 日までに税務署、各市区町村に提出しなければなりません。

源泉徴収票は年末調整時に作成できますが、報酬等の支払調書については金額の集計や支払先の住所変更等の確認が必要です。各市区町村等への提出作業にも時間を要しますので、前もって準備することをお勧めします。

[3]償却資産税の申告

1 月 3 1 日までに提出しなければならない書類として、法定調書の外に、償却資産税の申告書があります。

償却資産税はその年の 1 月 1 日に所有している土地建物等以外の事業用固定資産に対して課税される税金であり、決算期に関わらず、前年の 1 月から 12 月までの間に増加または減少した固定資産を把握して申告しなければいけません。

特に、12 月までに除却された固定資産の把握と、12 月中に増加している固定資産を確認しておくことが重要です。

[4]その他

税制改正により平成 19 年分以後の所得税について、税率の見直しが行われたこと及び定率減税が廃止されることに伴い、平成 19 年 1 月から給与の源泉徴収税額が変更されますのでご注意ください。

平成 19 年 1 月からは新しい源泉徴収税額表をもとに給与の源泉徴収税額を算出することになります。

給与計算ソフトを使用されている方は、年末調整の終了後、ソフトのバージョンアップをするようお願いします。

今回お知らせしました各手続について疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。